山形県特定事業場排出水自主管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。) に基づく特定事業場について、法及び山形県生活環境の保全等に関する条例(昭和45 年県条例第41号。以下「条例」という。)の定めがあるもののほか必要な事項を定め、 排出水等の自主管理を推進することにより、公共用水域及び地下水の水質の保全に寄与 することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、公共用水域に排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる特定事業場に適用する。

(用語)

- 第3条 この要綱で用いる語句は、次のとおりとする。
 - (1) 「特定事業者」とは、特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者をいう。
 - (2) 「排水基準」とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。)及び条例第5条の2に規定する排水基準の特例をいう。
 - (3) 「有害物質」とは、省令別表第一に定めるシアン化合物、鉛及びその化合物等の物質をいい、「その他の項目」とは、省令別表第二に定める水素イオン濃度(以下「pH」という。)、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)、銅含有量等の項目をいう。
 - (4) 「排出水等」とは、特定事業場の排出水及び特定地下浸透水をいう。
 - (5) 「排水基準適用事業場」とは、排水基準の適用を受ける特定事業場をいう。
 - (6) 「排水基準非適用事業場」とは、排水基準の適用を受けない特定事業場をいう。
 - (7) 「雨水のみ排出事業場」とは、特定事業場からの排出水を地下浸透せず、かつ公共 用水域への排出水が雨水のみである事業場をいう。
 - (8) 「日間平均値」とは、1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値をいう。この場合、操業開始直後及び操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。

なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定したものをいう。

(地下浸透の禁止)

第4条 事業活動に伴う汚水(これを処理したものを含む。)は地下浸透してはならない。 やむを得ず地下浸透を行う場合は、次条第2号に基づき適正に処理した後に行うものと する。

(水質目標値)

第5条 特定事業者は、生活排水対策に係る住民の責務が法に定められている状況を踏まえ、自らの事業活動により排出する工場・事業場の排出水等が、公共用水域及び地下水の水質に大きな影響を与えている現状を強く認識し、水質汚濁物質の排出の削減に努めなければならない。このため、各特定事業者は、特定事業場ごとに可能な限り良好な水質を目標値として定め、排出水等の管理を行うものとする。目標値は随時見直し、より良好な値を定めるものとする。

排水基準が適用される項目の目標値は、次のとおりとする。

- (1) 公共用水域に排出する場合
 - イ 排水基準に日間平均値の定めのある項目は、日間平均値以下とする。
 - ロ pHは、6.1以上8.6以下とする。
 - ハ イ及びロ以外の項目は、それぞれの許容限度の8割以下とする。
- (2) やむを得ず処理水を地下に浸透させる場合
 - イ 有害物質は、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境省告示第39号)により検定した場合において、有害物質が検出されないこととする。
 - ロ pHは、6.1以上8.6以下とする。
 - ハ それ以外の項目は、それぞれの許容限度の8割以下とする。

(自主測定)

- 第6条 法第14条第1項に規定する自主測定の頻度は、別表-1のとおりとし、測定する項目等は、次のとおりとする。
 - (1) 排水基準適用事業場における自主測定項目
 - イ 有害物質については、作業の工程及び汚水処理の工程等において使用、製造及び 処理する有害物質について測定するものとする。
 - ロ その他の項目のうちpH、BOD(海域若しくは湖沼に排出される場合を除く。) 又は化学的酸素要求量(海域若しくは湖沼に排出される場合に限る。以下「COD」 という。)、浮遊物質量(以下「SS」という。)、窒素含有量及び燐含有量について は、排水基準が適用される項目のみ測定するものとする。
 - ハ その他の項目のうちノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅 含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量につ いては、当該物質若しくはその化合物を作業の工程及び汚水処理の工程等において 使用、製造及び処理する場合に測定するものとする。
 - 二 使用、製造及び処理する物質に係る汚水又は廃液を全量回収、下水道放流、循環 使用することにより明らかに排出されない物質については、自主測定を要しない。
 - ホ 雨水のみ排出事業場においては自主測定を要しない。
 - (2) 自主測定結果の記録及び保存

測定の結果は、様式第1による排出水等水質測定記録表により記録し、計量証明書

等原簿とともに保存するものとする。 なお、電子データによる記録及び保存も可能とする。

(自主測定時の留意事項)

第7条 採水を行う場所は、原則として排水口又は浸透施設(以下「排水口等」という。) とするが、同一水質と認められる場合は、それ以前の地点でもよいものとする。

なお、冷却水又は余剰水等が処理水と合流した後に排出又は浸透する場合には、処理施設の機能等を把握するため、冷却水等が合流する前の地点においても適時測定を行うものとする。

2 測定は、操業状態を考慮して、排水処理施設の汚濁負荷が高くなる時期及び時間帯を 選んで実施するものとする。

なお、特定施設の増設、汚水又は廃液の処理の方法の変更、操業状況の変動その他排 出水等の水質に影響を与える事情が発生した場合は、その都度測定を行うものとする。

3 同一の特定事業場について、雨水専用を除く複数の排水口等がある場合には、適時、 すべての排水口等について測定を行うものとする。

なお、雨水専用排水口からは、いかなる場合であっても汚水又は廃液その他の水質汚 濁物質等が排出されることがあってはならない。

(用水量の測定)

第8条 特定事業者は、排出水等の量を把握するため用水量を常に測定し、記録整理して おくものとする。用水として上水道以外のものを用いる場合には、量水計を設けるもの とする。なお、用水は、冷却水や処理水等の再利用を行うなど合理的使用に心掛けると ともに、常に節水に努めるものとする。

(事故による水質汚濁防止対策)

第9条 特定事業者は、特定施設、原材料又は廃液等の貯槽、汚水処理施設及びこれらに 付属する配管その他の施設について常に整備、点検を行うこととし、万一これらの施設 の故障又は破損等の事故が発生した場合であっても、有害物質その他の汚濁物質が直接 公共用水域に排出され又は地下に浸透することとならないよう直ちに適切な措置を講じ なければならない。なお、有害物質を使用する特定事業場にあっては、防液堤、流出防 止溝又は非常用貯留槽等の施設を設けるものとする。

(有害物質の地下浸透の防止)

- 第10条 有害物質を使用する特定事業者は、有害物質(当該有害物質を処理したものを含む。以下同じ。)が地下に浸透することとならないよう次の事項に留意するものとする。
 - (1) 有害物質を取扱う作業場等の床、防液堤、流出防止溝、非常用貯留槽等には、耐薬 品性の不浸透性材を用いるものとする。
 - (2) 有害物質関係の配管は地上配管とし、コンクリートや土中への埋込みは行わないものとする。

(3) 有害物質関係の排水処理施設、貯槽類は原則として地上に設置するものとし、日常 点検が容易に行える構造とする。

なお、現在地下に設置されているものについては、年2回以上の漏水試験を行い、 その結果を記録しておくものとする。

(廃液類等の適正保管)

第11条 有害物質を含む廃液類及び原材料等を保管する場合は、原則として流出並びに 地下浸透の防止対策が講じられている屋内に保管するものとする。

(雑排水の適正処理)

第12条 特定事業場から排出される雑排水(工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を除く)にあっては、浄化槽を設置することにより適正に処理するものとする。

(自主管理要領の策定)

- 第13条 排水基準適用事業場の設置者及び特定地下浸透水を地下に浸透させる特定事業者は、排出水等の自主管理を推進するために次の事項を盛込んだ要領を定めるものとする。
 - (1) 特定事業場における水質公害防止組織、担当者及び責任者の明示並びにその任務
 - (2) 特定施設、汚水処理施設及びこれらに付属する施設の日常保守点検の項目及び頻度
 - (3) 汚濁負荷削減対策
 - (4) 排出水等の水質目標値、自主測定の項目、頻度、実施(年)月及び測定者等
 - (5) 従業員に対する公害防止教育に関すること。
 - (6) 排出水等の水質異常時の原因究明及び対策に関すること。
 - (7) 事故時の措置に関すること(事故時の連絡系統図、事故時の役割分担)。
 - (8) その他必要な事項

(排水基準非適用事業場)

第14条 排水基準非適用事業場においても、公共用水域に水質汚濁負荷を与えている現状を認識し、汚濁負荷の削減を図るとともに年1回以上BOD(海域若しくは湖沼に排出される場合は、COD)、SSについて自主測定を行なうものとする。

なお、その際の水質目標値は、BOD(又は COD)が160 mg/1、SSが200 mg/1以下とする。

附則

- この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成2年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成7年12月1日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

別表-1 特定事業場排出水等自主測定頻度

1 公共用水域に排出水を排出する特定事業場

事業場区分	排水量(m³/日) 項目等	1,000 以上	100 以上 1,000 未満	50 以上 100 未満	50 未満
排水基準適用事業場	有害物質	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
	その他の項目	月1回以上	3ヶ月に2回 以上	2ヶ月に1回 以上	3ヶ月に1回 以上
	日間平均値	2ヶ月に1 回以上	3ヶ月に1回 以上	4ヶ月に1回 以上	6ヶ月に1回 以上

備考 1 自主測定項目は、排水基準の適用される項目とする。

備考 2 日間平均値の測定項目は、排水基準に日間平均値の定めのある BOD (又は COD)、SS、窒素含有量及び燐含有量とする。 なお、窒素含有量及び燐含有量は、「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和 60 年環境省告示第 27 号) により環境大臣が定める湖沼及びそれに流入する公共用水域に排出する場合のみ適用される。

備考 3 雨水のみ排出事業場は自主測定を要しない。

2 処理水を地下に浸透させる場合 月1回以上

様式第1 排出水等水質測定記録表

	測定場所			採	分	測定項目				備考	
測定年月日 及び時刻	名称	排水量 (m³/日)	特定施設の 使用状況	水者	析者						用水量測定、漏れ試験、簡易試験を行った場合は、その状況を記入すること。

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

備考 2 本表に併せて計量証明書等の原簿についても保存することとし、保存期間は3年以上とすること。